

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和7年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

令和6年12月13日

世田谷区教育委員会事務局
教育研究・ICT推進課

1 業務概要

(1) 件名

学習習得確認調査委託

(2) 目的

世田谷区の義務教育9年間の集大成として、区立中学校の第3学年の生徒の学習習得状況を把握するとともに、生徒が自己の学習状況を客観的に把握し、進路について考える基礎的な資料として活用するため、5教科（国語・社会・数学・理科・英語）の調査を実施する。

(3) 業務内容

- ① 調査問題等の作成
- ② 調査問題等の配送
- ③ 解答用紙の回収
- ④ 解答の採点、分析
- ⑤ 分析結果等の配送

(4) 契約期間（令和7年度）

令和7年5月～令和7年11月末（予定）

※契約については、令和7年度予算配当を条件とする。

※契約期間については、選定後に受託者と協議の上、決定する。

※令和8年度、令和9年度についても、本事業に係る予算配当があること及び業務の履行が良好であることを条件に、引き続き同じ事業者と随意契約を締結する場合があります。

(5) 予定数量（令和7年度）

区立中学校全校（29校）の第3学年の生徒

※令和7年度の予定人数は3,923人（令和6年8月時点の推計値のため、実際の人数とは異なる場合がある）

2 提案限度額（令和7年度）

16,000,000円（税込み）

※1（5）予定数量に基づき積算すること。

※受託経費見積書の見積金額が上記限度額を超えている場合は失格とする場合があります。

※この金額は令和6年度の想定数量に基づいて算出しているため、将来の契約時の予定価格ではないことに留意すること。

3 参加資格

以下の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 区の競争入札参加資格を有すること。または当該資格を取得するに足る同等の条件を満たしていること。なお、当該資格を有しない場合は、同等の条件であることを確認するため、下記の書類を提出すること。
 - ① 履歴事項全部証明書
 - ② 税務署が発行する最新年度の納税証明書(「法人税」及び「消費税及び地方消費税」)
 - ③ 提案を行う営業所が所在する都道府県が発行する最新年度の法人事業税の納税証明書
(営業所の所在都道府県が発行できない場合は、本店の所在都道府県が発行するものでも可)
 - ④ 財務諸表(最新年度)
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及びそれらの者と関係を有する者ではないこと。
- (5) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (6) 区が設置する本件選定委員会の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

4 委託事業者選定委員会

- (1) 区は委託先の候補者を選定するため、選定委員会を設置し審査する。
- (2) 選定委員会の構成員は次のとおり。

教育研究・ICT推進課長	柄澤 武志
教育指導課長	山本 修史
中学校長会長	本田 仁
中学校長会 副会長	加藤 敏久

5 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行うものとする。

6 提案書を特定するための評価基準

以下の観点に基づき個別に評価し、結果を集計し総合的に判断する。

- (1) 本業務の趣旨を踏まえた取組方針であるか
- (2) 調査問題及び解答・解説(出題の趣旨等)の作成の視点は適切であるか

- (3) 解答の分析の視点・手法、分析結果の帳票案は適切であるか
- (4) 分析結果報告書作成の視点、項目案は適切であるか
- (5) 調査結果の振り返りの視点・手法、素材案は適切であるか
- (6) 業務の実施体制（連絡・連携の体制、問題作成・解答分析・配送等の体制、労務管理、苦情・事故などの緊急時の連絡・対応）が整備されているか
- (7) 個人情報保護に関する考え方・体制が整備されているか
- (8) 業務実施の計画は現実的で妥当なものであるか
- (9) アピールしたい特徴として記載された内容は、より効果的な業務の実施に繋がる内容であるか
- (10) 類似業務に係る受託実績等は本業務を実施するのに十分であるか
- (11) 受託経費の見積額は事業内容と照らして妥当であり、区の経費負担面で優位性が認められるか

7 手続等

(1) 担当部課

世田谷区教育委員会事務局 教育研究・ICT推進課
〒154-0023 東京都世田谷区若林5丁目38番1号
(世田谷区立教育総合センター 1階 統合事務室内)
電話：03-6453-1503 ファクシミリ：03-6453-1534
E-mail: SEA03677@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 提案条件説明書の配付期間及び方法

- ① 期 間 令和6年12月13日（金）から令和6年12月27日（金）まで
- ② 方 法 区ホームページからダウンロード
※区ホームページ 検索メニューより、ページID「20158」で検索

(3) 参加表明書の提出期限、提出先及び方法

- ① 期 限 令和6年12月27日（金）正午まで
- ② 提出先 「7（1）担当部課」と同じ
- ③ 方 法 持参または郵送（締切日時必着、簡易書留に限る）による。
※郵送による場合は、到着確認のための電話連絡も行うこと。

(4) 質問書兼回答書の提出期限、提出先及び方法

- ① 期 限 令和6年12月27日（金）正午まで
- ② 提出先 SEA03677@mb.city.setagaya.tokyo.jp
- ③ 方 法 電子メールによる。

(5) 招請通知の通知日・通知方法

- ① 通知日 令和7年1月8日（水）
- ② 通知方法 参加資格を認めた事業者あてに、電子メールで通知する。

(6) 提案書の提出期限、提出先及び方法

- ① 期 限 令和7年2月7日（金）正午まで
- ② 提出先 「7（1）担当部課」と同じ
- ③ 方 法 持参または郵送（締切日時必着、簡易書留に限る）による。
※郵送による場合は、到着確認のための電話連絡も行うこと。

8 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は免除とする。
- (3) 契約書の作成を要する。
- (4) 本プロポーザルは、事業者の選定のみを目的とし、提案書の内容に区は拘束されない。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記7（1）に同じ。
- (6) 本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (7) 事業者からの提出物は返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。
- (8) 当該案件に参加を表明した者の商号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を区が公表することについて了承の上で参加することができる。
- (9) 提案書作成のために区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用してはならない。
- (10) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差替えまたは再提出は認めない。また、提出書類の記載事項に虚偽があることが判明した場合は、失格とする。
- (11) 提案書の提出後であっても、審査に必要がある場合は、追加書類の提出を求める場合がある。
- (12) 詳細は提案条件説明書による。